

## cf.明らか食品の例

- (1) 野菜、果物、卵、食肉、海藻、魚介等の生鮮食料品及びその乾燥品  
(ただし、乾燥品のうち医薬品として使用される物を除く)
- (2) 加工食品  
(例) 豆腐、納豆、味噌、ヨーグルト、牛乳、チーズ、バター、パン、うどん、そば、緑茶、紅茶、ジャスミン茶、インスタントコーヒー、ハム、かまぼこ、コンニャク、清酒、ビール、まんじゅう、ケーキ、等
- (3) (1)、(2)の調理品(惣菜、漬物、缶詰、冷凍食品 等)
- (4) 調味料  
(例) 醤油、ソース 等

景表法は適用されるのでエビデンスが必要